

議員提出第2号議案

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年3月12日

提出者

議会運営委員会委員長 生越 俊一

(別紙)

議員提出第2号議案

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

島根県議会委員会条例（昭和34年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「健康福祉部」の次に「、島根かみあり国スポ
・全スポ局」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。